

第50号議案

芦屋市指定金融機関の指定について

令和元年7月1日から令和2年3月31日まで、株式会社三井住友銀行を芦屋市指定金融機関として指定することについて、地方自治法第235条第2項及び同法施行令第168条第2項の規定により、市議会の議決を求める。

令和元年6月21日提出

芦屋市長 伊 藤 舞

提案理由

芦屋市公金の収納及び支払の事務を取り扱わせるため。

参 照

地方自治法抜粋

(金融機関の指定)

第235条 (省略)

- 2 市町村は、政令の定めるところにより、金融機関を指定して、市町村の公金の収納又は支払の事務を取り扱わせることができる。

地方自治法施行令抜粋

(指定金融機関等)

第168条 (省略)

- 2 市町村は、地方自治法第235条第2項の規定により、議会の議決を経て、一の金融機関を指定して、当該市町村の公金の収納及び支払の事務を取り扱わせることができる。

(第3項から第8項まで省略)